

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	消防局 警防課

契約業者名・住所	株式会社エース・オートリース・東京都品川区西五反田四丁目32番1号
工事等の名称	庁用自動車賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	賃貸借
工事等期間	軽貨物自動車 令和8年 6月1日から令和10年5月31日まで 小型乗用自動車 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
契約金額	月額 46,500円（税抜）（2台の合計）
工事等の概要	庁用自動車（軽貨物自動車1台、小型乗用自動車1台）の賃貸借
随意契約の理由	軽貨物自動車については令和8年5月31日、小型乗用自動車については令和8年9月30日をもって、それぞれリース契約が満了となります。更新時期においては、「公用車の管理・運行に関する基準」で定める廃車目安の経過年数（10年）を超過しますが、当該車両はこれまでの使用実績及び整備状況から、安全面及び環境面に支障はなく、走行距離を勘案しても引き続き使用可能であると判断されます。 以上のことから、現車両を継続して使用することが最も経済的及び合理的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約とし、上記事業者を選定するものです。